

埼玉県総務部人事課 会計年度任用職員募集要項 (育児休業等代替スタッフ 川越比企・南西部地域)

次のとおり会計年度任用職員を募集します。

1 職の概要

- (1)埼玉県総務部人事課に所属し、育児休業や休職等を取得する常勤職員がいる地域機関で育児休業等を取得する職員の代替として勤務します。
- (2)育児休業等を取得する職員がいない期間は、埼玉県川越比企地域振興センター(川越市)にて勤務します。
- (3)勤務地の範囲は、川越市、坂戸市、東松山市、朝霞市、和光市、滑川町、川島町、吉見町及び東秩父村内の地域機関(地域振興センターや県税事務所など)です。
- (4)任期の範囲内で、育児休業等の期間等に応じた勤務地の変更(異動)があります。

2 職務内容

- 主) 地域機関における短期の育児休業等取得者の代替業務
- 副) 埼玉県川越比企地域振興センターにおける事務の補助、定例的な業務
- 窓口での定型業務の受付
- 定例的な庶務業務

3 応募資格

- (1)年齢・性別・学歴は問いません。
- (2)国籍は問いません。ただし、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には採用されません。
- ※地方公務員法第16条に該当する人(次のいずれかに該当する人)は受験できません。
- ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ・埼玉県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
 - ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

4 求める人材

- (1)様々な職場の業務や環境に適応し、常勤職員の代替としてコミュニケーション能力や協調性、柔軟性を発揮できること。
- (2)Word、Excel 等を使用したデータ入力・集計、資料作成が可能であること。(Microsoft Teams その他のコミュニケーションツールを利用したことがあれば尚可)
- (3)6(9)に記載する勤務地への通勤が可能であること。

5 採用予定者数

1人

6 勤務条件

(1)任用期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

短期の育児休業等取得者が一定数見込まれ、かつ、勤務成績が良好で一定条件を満たした場合、再度任用されることがあります。

(2)勤務日数・勤務時間

原則週4日・週29時間(午前8時45分～午後17時00分(7時間15分))

※休憩時間:正午～午後1時(60分)

※勤務日の割り振りについては応相談。

〔勤務日及び勤務時間(例)
・月～木 午前8時45分～午後17時00分(7時間15分)〕

(3)休日

原則、土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始(12月29日～翌年1月3日)です。

(4)休暇

年次休暇10日

※その他の休暇は県の規定によります。

(5)報酬

月額:181,700～212,600円

(時間額:1,446～1,692円)

※報酬は学歴・経験を考慮の上、決定します。

※報酬額は令和8年1月1日時点のものです。一般職の常勤職員の給与改定等を踏まえ、報酬等が改定となることがあります。

(6)諸手当

期末手当及び勤勉手当:一般職の常勤職員の例により支給

(7)交通費

別途支給(県の規定によります。)

※通勤距離の片道が2km未満の場合等には支給されません。

(8)社会保険

健康保険、厚生年金保険、雇用保険あり

※加入条件を満たす場合に限ります。

(9)勤務地

川越市、坂戸市、東松山市、朝霞市、和光市、滑川町、川島町、吉見町及び東秩父村内の地域機関

(変更の範囲)変更なし

(10)業務内容(上記2 職務内容参照)

- 主) 地域機関における短期の育児休業等取得者の代替業務
 - 副) 埼玉県川越比企地域振興センターにおける事務の補助、定例的な業務(窓口対応含む)
 - 窓口での定型業務の受付
 - 定例的な庶務業務
- (変更の範囲)変更なし

※「5 勤務条件」については、採用までに関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更します。

※令和8年度予算の成立状況等によっては、勤務条件が変更されたり、採用されなかつたりする場合があります。

7 応募について

- (1)応募は、令和8年2月24日(火曜日)【必着】までに下記担当宛てに、本募集要項に添付している履歴書・身上書に写真を貼り、必要事項を記入の上、提出してください。
- (2)提出は、郵送又は持参となります。
- (3)封筒の表面には「育児休業等代替スタッフ(川越比企・南西部地域)応募」と朱書きし、裏面に御自分の住所、氏名を明記してください。
- (4)郵送される場合、簡易書留等によらない場合の事故については、責任を負いません。
- (5)持参される場合の受付時間は、平日午前8時30分から正午、午後1時から午後5時15分までです。

8 選考方法等について

(1)第一次審査

応募書類による選考を行います。

(2)第二次審査

第二次審査(面接)は、埼玉県本庁舎内の会場で令和8年3月3日(火)に実施することを予定しております。詳しい日時及び場所については、第一次審査合格者に対し、令和8年2月26日(木)頃に連絡します。※川越比企地域振興センターではありません。

なお、応募書類の返却はしておりません。

(3)最終合格

令和8年3月5日(木)頃に、第二次審査の受験者全員に合否連絡します。

9 応募書類の提出及び問い合わせ先

所在地:〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1(埼玉県庁本庁舎3階)

担当:総務部人事課 人事管理担当 ※川越比企地域振興センターではありません。

電話:048-830-2418